

# 函館市がん検診業務実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、市が行うがん検診（以下「検診」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (実施の基準)

第2条 検診の実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

## (検診の種類および対象者)

第3条 検診の種類および対象者は、次のとおりとする。ただし、医療保険各法その他の法令により、当該検診に相当する給付を受けることができる者を除く。

### (1) 胃がん検診

#### ア 胃部エックス線検査

函館市に住所を有する35歳以上の者

#### イ 胃内視鏡検査

函館市に住所を有する50歳以上の者

### (2) 肺がん検診

函館市に住所を有する40歳以上の者

### (3) 大腸がん検診

函館市に住所を有する40歳以上の者

### (4) 乳がん検診

函館市に住所を有する40歳以上の女性

### (5) 子宮がん検診

函館市に住所を有する20歳以上の女性

## (業務の委託)

第4条 市長は、検診の業務をがん検診に習熟した検診担当医および検診担当臨床検査技師等が確保されている検診実施機関（以下「検診実

施機関」という。)に委託するものとする。

(実施方法)

第5条 検診は、受診者が個別に直接検診実施機関において受診する方法(以下「個別方式」という。)または受診者が市の指定する検診実施機関において集団で受診する方法(以下「集団方式」という。)により実施するものとする。

2 検診の種類ごとの実施方法は、次のとおりとする。

(1) 胃がん検診

- ア 個別方式および集団方式とする。
- イ 検診の内容は、問診および胃部エックス線検査(バリウム検査)または胃内視鏡検査のいずれかとする。
- ウ 胃部エックス線検査は、直接撮影および間接撮影とし、間接撮影は7cm×7cm以上のフィルムを用い、撮影枚数は8枚以上とする。
- エ 胃内視鏡検査は、函館市胃内視鏡検診運営委員会が定める函館市胃内視鏡検診実施要綱に基づき実施する。

(2) 肺がん検診

- ア 集団方式とする。
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき実施する函館市国民健康保険の特定健康診査(以下「特定健診」という。)および後期高齢者の健康診査(以下「健康診査」という。)と同時に実施するものとし、方法等については、別に定める。
- ウ 検診の内容は、問診および胸部エックス線検査とし、問診の結果必要があると認めた者に喀痰細胞診を実施する。
- エ 喀痰細胞診は、喀痰採取容器に起床時のものを最低3日蓄痰し、または3日連続して採痰したもので行うものとする。

(3) 大腸がん検診

- ア 個別方式および集団方式とする。
- イ 集団方式は、特定健診および健康診査と同時に実施するものとし、方法等については、別に定める。

ウ 検診の内容は、問診および便潜血検査とする。

エ 便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法で行うものとする。

(4) 乳がん検診

ア 個別方式および集団方式とする。

イ 検診の内容は、問診および乳房エックス線検査(マンモグラフィ)とする。

ウ 乳房エックス線検査は、両側乳房について内外斜位方向撮影を行うものとし、40歳から49歳までの者には頭尾方向も併せて行うものとする。

(5) 子宮がん検診

ア 個別方式および集団方式とする。

イ 検診の内容は、問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査とする。

ウ 問診の結果、子宮体部がんのハイリスク者等で引き続き子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)を実施することに同意したものには、子宮体部がん検診を実施するものとする。

(実施の期間および回数)

第6条 胃がん検診うち胃部エックス線検査、肺がん検診および大腸がん検診は、毎年4月1日から翌年3月31日までの実施期間とし、原則として同一人について年1回行うものとする。

また、胃がん検診のうち胃内視鏡検査、乳がん検診および子宮がん検診については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。

ただし、胃内視鏡検査を受診した者は、翌年度の胃部エックス線検査は受診できないものとする。

(受診者の費用負担)

第7条 受診者は、検診に要する費用の一部として、その種類ごとに市長が定める一部負担金を検診実施機関に支払わなければならない。

(1) 胃がん検診 胃部エックス線検査 1,000円

	胃内視鏡検査	3, 000円
(2) 肺がん検診	読影のみ	100円
	読影および喀痰検査	600円
(3) 大腸がん検診	集団方式	500円
	個別方式	1, 000円
(4) 乳がん検診	集団方式	1, 300円
	個別方式	1, 800円
(5) 子宮がん検診	集団方式	頸部 1, 000円 頸体部 1, 500円
	個別方式	頸部 1, 500円 頸体部 2, 200円

2 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受診者が支払うべき一部負担金を免除するものとする。

- (1) 医療保険各法による給付を受けることができる者のうち、健康保険高齢受給者に該当する者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による給付を受けることができる者
- (3) 市民税非課税世帯に属する者（生活保護法による被保護世帯に属する者を除く。）
- (4) 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）による医療費の助成を受けることができる者
- (5) 無料クーポン券対象者

3 前項の規定による免除を受けようとする者は、検診を受診する際に、前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を検診実施機関に提示し、または提出しなければならない。

（実施計画の策定および周知）

第8条 市長は、毎年3月末日までに、翌年度における検診の実施方法、実施時期、実施場所等について検診実施機関と十分に調整したうえ、検診の実施計画を作成するものとする。

2 検診の実施に当たっては、広報等により、検診の意義についての市民の理解を深めるとともに、実施の日時、場所等について十分に市民に周知を図るものとする。

(精密検査が必要な者の把握)

第9条 検診を受診の結果、精密検査が必要であると認めた者については、その後の受診状況を把握するものとし、必要に応じて精密検査の受診勧奨を行うものとする。

(精度管理)

第10条 市長は、検診における要精検率、疾病の発見率等について分析し、検診の精度の向上およびその維持を図るとともに、必要に応じ、検診実施機関に対して指導を行うものとする。

(書類等の保存)

第11条 検診の記録ならびに実施および事後指導のために作成された書類等を、当該検診を実施した年度の終了後5年間保存しなければならない。

(評価)

第12条 市長は、検診における受診者の年齢の分布、要精検率、精密検査受診率、疾病の発見率等を検討したうえ、検診結果および効果についての評価を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 検診に関与した者および従事した者は、その業務上知り得た受診者の秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか検診の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。